

安全安心

まちづくり八策

●活動の手引き●

世はまさに動乱のとき。高知県安全安心まちづくり推進会議は、78万の乗組員とともに高知県丸で安全安心まちづくりという大海原に乗り出した。木の葉のように揺れる船の中で、荒れる安全安心まちづくりという大海原を乗り切るため、八つの策が練り上げられた。これを「安全安心まちづくり八策」という。



みんなで取り組もう!!

犯罪のない安全安心まちづくり!!

高知県犯罪のない
安全安心まちづくり
シンボルマーク



この冊子は、安全安心まちづくり活動を行うボランティアの皆さんや事業者の皆さんを支援するために作成した手引きです。

目次

一策	安全安心まちづくりについて	1
二策	安全安心まちづくり活動団体の立ち上げ方	2
三策	安全安心まちづくり活動の成功に向けて	3
四策	安全安心まちづくり活動に必要なもの	4
五策	安全安心まちづくり活動	5
	(1) 自主防犯活動編	
	(2) 生活環境整備活動編	
	(3) 子どもに対する安全活動編	
	(4) 旅行者に対する安全活動編	
	(5) 自主防災組織との連携活動編	
六策	高齢者による安全安心まちづくり活動	8
七策	事業者による安全安心まちづくり活動	8
八策	安全安心まちづくり活動の注意点	9
資料編		
資料1	Q&A	10
資料2	「〇〇〇会（タウンポリス）」規約（例）	13
資料3	活動事例	14

この冊子を利用される方へ

本冊子は、これから安全安心まちづくり活動を始める方やこれまでの活動をより広げていこうとする方を支援するために作成した手引きです。

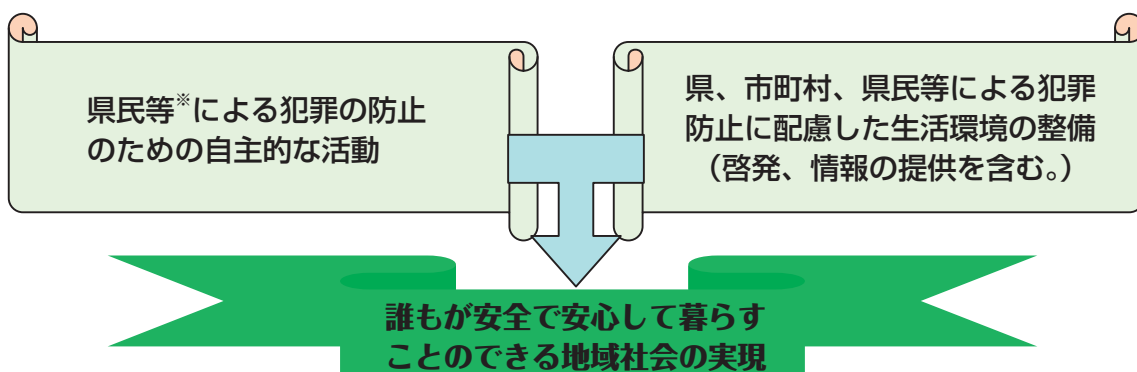
作成に当たり、安全安心ボランティアの皆さまから貴重な意見や協力等をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

本冊子が安全安心まちづくり活動をする方々の一助になれば幸いです。

高知県安全安心まちづくり推進会議会長

一策 安全安心まちづくりについて

安全安心まちづくりとは (高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第2条)



安全安心まちづくりの基本的な考え方



人の目の確保 (監視性の確保)

多くの「人の目」(視線)を自然な形で確保し、犯罪を企てている人に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪の抑止を図る。



犯罪を企てている人の接近の防止 (接近の制御)

犯罪を企てている人の侵入経路をなくし、被害対象者(物)に接近することを妨げるにより、犯罪の機会を減少させる。



地域の共同意識の向上 (領域性の強化)

防犯まちづくりを行う地区の住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動等を通じて犯罪の抑止を図る。

防犯まちづくり関係省庁協議会が取りまとめた「防犯まちづくりの推進」からの抜粋

リーダーの皆さまへ

この欄は、安全安心まちづくりに関する理論をご紹介します。一緒に活動される皆さまとの研修にご利用ください。



ひと

犯罪原因論

犯罪者が犯行に及んだ原因などを究明し、それを除去することによって犯罪を防止しようとする考え方。1970年代まで主流であった。

犯罪機会論

犯罪の機会を与えないことによって、犯罪を未然に防止しようとする考え方。1980年代に台頭し、現在は犯罪原因論とともに犯罪対策の両輪である。



場所

割れ窓理論

アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士が提唱したもので、たった1枚の割れた窓を放置すると、その建物は管理されていないと思われ、窓は次々に割られ、やがて建物全体が荒廃し、更には町全体が荒れるという考え方。生活環境を整えることによって犯罪の被害にあう機会を少なくすることができるという犯罪機会論の一翼を担う理論。

*県民等とは、県民、事業者及び自治会その他の地域で活動する団体

二策 安全安心まちづくり活動団体の立ち上げ方

これから安全安心まちづくり活動を始める方へ

有志を募る

自治会・PTA・会社・学生・老人クラブなど、地域に居住する方や勤務する方で活動できる方を募集しましょう。

責任者を決める

メンバーが集まれば、活動を効果的なものにするため、責任者・副責任者などを決めましょう。



下知地区タウンポリス

活動方法を決める

責任者を中心に、どのような方法で活動を実施するかを話し合いましょう。
また、規約等を設けて活動することで継続的な活動が期待できます。

警察や関係機関・団体と連携する

警察署、交番、駐在所から犯罪情報、危険箇所情報の提供を受けたり、市町村などの安全安心まちづくり担当者と連携を密にして、活動しやすい環境をつくりましょう。

また、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例では、自主防災組織との連携が規定されています。



犯罪情報は、高知県警ホームページでもわかります。

活動の開始を知らせる

回覧板などにより、活動の開始等の情報を地域の皆さんに知らせ、協力を求めるとともに、活動の効果を地域に知らせることも大切です。

最寄の警察・交番・駐在所・市町村などにも活動の開始を知らせましょう。

既に活動している団体などと連携を図る

既に活動している団体などと情報交換することにより、より効果的な活動が展開できます。
(14～17ページの活動事例を参考にしてください。)

三策 安全安心まちづくり活動の成功に向けて

無理をせず できることから 根気よく 知識を身につけ 安全に

無理をせず

はじめから完全な活動を求めたり、強制をしても長続きしません。日常生活の一部として、できる範囲で、気楽に、無理なくやりましょう。



枝川地区安全パトロール隊

できることから

例えば登下校時にあわせて散歩や玄関先の掃除をしたり、散歩や買い物をする時に防犯ベスト、帽子や腕章を身につけてパトロールするだけでも人の目（監視性）の確保につながり、犯罪を抑止する効果があります。活動される皆さんができることから始めましょう。

根気よく

短期間では、活動の効果が実感できません。活動を気長に長期間継続することにより、人の目（監視性）の確保、犯罪を企てている人の接近の防止（接近の制御）や地域共同意識の向上（領域性の強化）が見られ、やがて活動の効果が現れてきます。気長に活動を続けることが大切です。

知識を身につけ

地域で開催される安全安心まちづくりに関する講習会などに参加して、知識を身につけることで活動の幅が広がります。積極的に知識を身につけましょう。

安全に

活動する場所の状況や機材などの点検を常に行い、安全対策を十分にしましょう。
また、不慮の事故に備えてボランティア保険に加入しましょう。ボランティア保険の詳細は損害保険会社等に問い合わせてください。



四策 安全安心まちづくり活動に必要なもの

安全安心まちづくり活動団体による防犯パトロールなどは、犯罪を企てている人に犯行をあきらめさせたり、犯罪を企てている人の地域への接近を防止するほか、地域住民に安心感を与える効果があります。そのためには、防犯活動中であることが、犯罪を企てている人や地域住民に容易に視認されることが必要です。できる限り、以下の物品を準備しましょう。

防犯ジャンパー・ベスト・帽子・腕章など

活動中であることが一目でわかるように、「パトロール中・団体名」などが記載された防犯ジャンパー・ベスト・帽子・腕章などを着用しましょう。



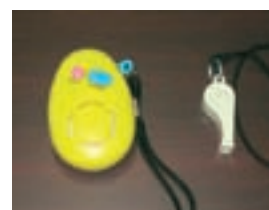
懐中電灯・赤色灯・反射材

夜間の活動の際は、危険回避のために、懐中電灯・信号灯・反射材を活用しましょう。



防犯ブザー・ホイッスル

防犯ブザーやホイッスルは子どもだけのものではありません。危険を感じたり事件を目撃したときなどに活用しましょう。



携帯電話

事件事故を目撃したときは、すぐに110番通報しましょう。カメラつき携帯電話は記録として活用できますが、カメラ使用の際は、個人のプライバシーへの十分な配慮をする必要があります。

また、県警の「あんしんFメール」*に登録すれば、地域の犯罪発生・不審者情報を入手することができます。



メモ帳・日誌

落書きの場所、危険な場所や不審な行動をする車両のナンバー、特徴等をメモしましょう。活動の結果を次の人に引き継げるように日誌を作成しましょう。



その他生活環境整備活動に必要な物品

落書きを消すための道具やゴミ拾いの道具などを準備しましょう。

*「あんしんFメール」についての詳細は県警ホームページをご覧ください。

五策 安全安心まちづくり活動

安全安心まちづくり活動は、前記一策の「安全安心まちづくりについて」の視点を意識した活動であればよく、それは無限にあります。皆さんが身近にできることから始めましょう。



青色回転灯装備車両

(1) 自主防犯活動編

自主防犯（パトロール）活動の方法

- 活動日時、場所及び活動目的の選定
犯罪などが多発している時間帯、場所や地域の実態に応じた目的を選ぶ。多くの人に参加できる日時を選びましょう。
- 参加人員
2人以上の複数でパトロールを行いましょう。
責任者（リーダー・班長）を決めましよう。
役割（事件事故に遭遇した際の110番通報係、救護係など）を分担しましよう。
- 携行装備品の点検
パトロールの開始前に携行装備品（4ページ参照）の電池切れなどの点検をしましよう。
- 徒歩でのパトロール
街頭で犯罪にあう方の多くが歩行者や自転車利用者です。徒歩による被害者などと同じ目線でパトロールをすることが効果的です。
- 青色回転灯装備車両[※]でのパトロール
青色回転灯を装備した車両でパトロールを行うことは、目に見える防犯活動として、防犯意識の向上につながり、犯罪の抑止効果もあると考えられます。広域的パトロールをする場合には、青色回転灯装備車両を使用することが効果的です。
- 声かけの励行
「こんにちは」「こんばんは」という声かけをするだけでも地域の連帯感が強まります。また、犯罪を企てている人に犯行を起こす機会を与えない効果があります。積極的な声かけをしましよう。
- パトロール後の情報交換や広報活動
パトロールの終了後は、参加人員、携行装備品の異常の有無と取扱いについて確認しましよう。
また、意見交換を行い、記録化して、次回のパトロールのほか警察、市町村など関係機関への連絡による危険箇所の改善、警察によるパトロールの強化などに役立てましよう。

自主防犯活動の着眼点

- 防犯灯の故障や整備の必要な場所はないか。
- 公園などの遊び場、公衆便所に異常はないか。
- ゴミの不法投棄、落書きはないか。
- 廃屋、空き家などに異常はないか。
- 見慣れない人（車）はないか。
- 留守宅に不審な人や車はないか。



江ノ口地区タウンポリス

※一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、一定の条件を満たした団体は、自主防犯活動に青色回転灯装備車両を運行することが認められます。詳しくは各警察署へおたずねください。

(2) 生活環境整備活動編

生活環境整備活動の方法

○ 広報啓発活動

「鍵掛け運動」「声かけ運動」など、犯罪に強い環境をつくるための広報啓発

○ 生活環境実態の点検

前記五策(1)の自主防犯(パトロール)活動によって「公園や遊び場」「廃屋、空き家など」「ゴミの不法投棄」「落書き」の点検をしましょう。

他の活動団体などと情報を交換し、生活環境が悪化していないか点検をしましょう。

○ 生活環境整備活動

・人の目(監視性)の確保の視点

《照度の確保》

道路、公園、駐輪(車)場の照度を確保するための防犯灯の設置を働きかけましょう。

門灯を街路灯代わりに使用するなどの方法もあります。

《見通しの確保》

見通しを確保するため、管理者と連携し、公園などの植栽を剪定しましょう。

危険の多い場所になりやすい公衆便所の見通しを確保するため、管理者と連携し、周囲から見やすい環境を確保しましょう。

・犯罪を企てている人の接近の防止(接近の制御)の視点

ひたつくりの被害が多い道路においては、管理者と連携し、犯罪を企てている人がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するため、支障のない範囲で植栽などによって歩行者と車両を分離し、接近の制御を図りましょう。

・地域の共同意識の向上(領域性の強化)の視点

軽微な犯罪であっても放置されれば犯罪を企てている人に地域の連帯感の無さを見抜かれ、犯罪の増加につながるのと考えるに沿って、落書き消しやゴミ拾いなどを行いましょう。



ロードボランティアによる清掃活動

生活環境整備活動の着眼点

自主的な活動による生活環境整備をする場合は、あらかじめ管理者への確認と連絡が大切です。

○ 防犯灯の故障や整備の必要な場所はないか。

○ 特に暗がりなど犯罪や事故が発生しやすい危険な場所はないか。

○ 公園などの遊び場、公衆便所に異常はないか。

○ 落書き消し、ゴミ拾い、植栽の剪定など自主的な活動により改善できるものはないか。

○ 警察や市町村などへの通報による危険箇所の改善の必要はないか。



まんぼうパトロール土佐市水



高須地区の青色防犯灯

(3) 子どもに対する安全活動編

子どもに対する安全活動の方法

- 声かけやあいさつ運動
- 登下校時の見守り活動
- 子どものたまり場見まわり活動
- 「こども110番のいえ」活動^{*}への協力
- 事業者による見守り活動、セーフティステーション活動^{**}
- 学校、警察及び関係機関との連携
- 学校と連携して、地域安全マップ作成への協力



さめうらポリス

子どもに対する安全活動の着眼点

- 子どもに対する声かけは行われているか。
「通学路を帰りましょう」
「知らない人にはついていかない」
「早く家に帰りましょう」 など
- 子どもの登下校時間、通学路の把握はできているか。
- 公園、空き家など、夜間にたむろすることで子どもたちが犯罪に巻き込まれるおそれの高い場所はないか。(子どもが喫煙、飲酒していたり、注意しても夜間、帰宅しない場合は、警察などに通報してください。)

(4) 旅行者に対する安全活動編

旅行者に対する安全活動の方法

- 観光施設等を通じた旅行者への犯罪・事故・災害などの情報提供

(5) 自主防災組織との連携活動編

自主防災組織と連携した活動の方法

- 自主防災組織との共同パトロールによる危険箇所の点検
- 自主防災組織との情報交換



三里交番タウンポリス

※子どもを犯罪の被害から守るため、事業所・民家などを子どもの緊急避難先として警察署長が指定し、避難してきた子どもの保護と警察などへの連絡を行う活動。

※※子ども、高齢者、女性が避難してきた場合の保護などを目的として、コンビニなどが行う地域の安全拠点としての活動。

六策 高齢者による安全安心まちづくり活動

老人クラブ等で取り組む活動テーマを決める

登下校時に通学路で散歩（犬の散歩も含まれます。）や玄関先の掃除をするだけでも、監視性が向上します。地域の实情にあった無理のない活動テーマを決めましょう。



高知市シルバー人材センター子ども見守り隊

警察や市町村などと連携する

警察や市町村などと連携し、活動をするうえで必要な情報の提供を受けましょう。

活動中であることが分かる目印を

防犯ジャンパー・ベスト・帽子・腕章などを活用し、安全安心まちづくり活動中であることが分かる目印を付けましょう。

七策 事業者による安全安心まちづくり活動

各事業所で取り組む活動テーマを決める

各事業所の事業形態にあった活動テーマを決めましょう。



警察や市町村などと連携する

警察や市町村などと連携し、活動をするうえで必要な情報の提供を受けましょう。

活動中であることが分かる目印を

名札・腕章・たすき・車のマグネットシート等を活用して、安全安心まちづくり活動中であることが分かる目印を付けましょう。

協定などについて

警察や自治体などと協定を結び、効果的な活動を行いましょう。

八策 安全安心まちづくり活動の注意点

マナーを守る

皆さんの活動を、地域の人が見ています。活動中の乱れた服装や交通ルールの無視は、活動に対する地域の人の期待を裏切ることとなり、せっかくの活動が台無しです。マナーを守って活動をしましょう。



プライバシーを尊重し、秘密を守る

誰でも自分の家庭のことは干渉されたくないものです。パトロール中に知り得た個人のプライバシーを漏らすことが無いように十分注意しましょう。

私有地での活動

基本的に相手の承諾なしにパトロールできる場所は、道路や公園など誰でも自由に通行・出入りできる場所に限定されます。

個人の敷地、学校、コンビニなどは、事前に所有者や管理者の承諾を得たうえで、パトロールしましょう。



事件事故などを目撃したら110番

活動中に事件・事故を目撃したらすぐに110番しましょう。負傷者がいるときは119番で救急車の手配も忘れずに。

また、犯人や車などの特徴をメモして、警察等に通報しましょう。

《通報の要領》

- 何が
- いつ
- どこで（町名・番地・目標となる建物等）
- 誰が（犯人・当事者等の性別、人相、服装、車両の特徴・ナンバー、逃走方向）
- どんな状況か
- あなたのお名前、連絡先等



Q & A

問1 安全安心まちづくり活動はどのような活動から始めれば良いですか？

答 現在、活動されている安全安心まちづくり活動団体では、防犯パトロール、防犯広報、環境整備、防犯指導・診断、子どもの保護・誘導、危険箇所点検などの活動が行われています。

安全安心まちづくり活動の成功のキーワードは、「無理をせず・できることから・根気よく・知識を身につけ・安全に」です。

1979年にアメリカニューヨークで設立され、地下鉄のパトロール活動などにより、ニューヨークの治安回復に貢献している自主防犯活動団体「ガーディアン・エンジェルス」の場合、彼らが最初に始めた活動は、街に落ちているゴミ拾いです。これは、街の環境の悪化が次々と犯罪を誘発させ、治安を悪化させていることに着眼した「破れ窓理論」に基づくものでした。はじめから、完全なものを求めても効果は期待できません。例えば、町内でのあいさつ、声かけ活動や散歩、買い物時のパトロール、通学路の見守り活動によって犯罪者を寄せ付けない人の目を確保し、防犯灯の点検、落書きの消去などの環境整備活動によって犯罪を企てている人の接近を防止するという効果があります。また、これらの活動は地域の共同意識を高め、安全安心まちづくりにつながります。

問2 家の近くで犯罪が多発し、安全安心まちづくり活動団体を結成したいのですがどこに相談すればよいですか？

答 最寄りの警察署、市町村又は各地区地域安全協（議）会などへ相談してください。警察署であれば、生活安全担当課に相談してください。地域における犯罪の発生状況などの犯罪情報、具体的な防犯対策などの地域安全情報の提供も受けられます。

警察署（代表）電話番号一覧

警察署名	電話番号	警察署名	電話番号
高知署	088-822-0110	伊野署	088-893-1234
高知南署	088-834-0110	土佐署	088-852-0110
室戸署	0887-22-0110	佐川署	0889-22-0110
安芸署	0887-34-0110	須崎署	0889-42-0110
香南署	0887-55-0110	窪川署	0880-22-0110
南国署	088-863-0110	中村署	0880-34-0110
香美署	0887-52-0110	清水署	0880-82-0110
本山署	0887-76-0110	宿毛署	0880-63-0110

問3 安全安心まちづくり活動団体を結成した場合、警察署、市町村などに届け出る必要がありますか？

答 届け出る義務はありませんが、警察署、市町村などと連携することで、犯罪情報や地域安全情報の提供、パトロールのポイントについての指導等が受けられるほか、活動に必要な資機材の支援を受けることができる場合がありますので、相談してください。

問4 規約や要綱を策定する必要がありますか？

答 規約や要綱があると、

- 活動目的、内容などについて意思統一を図ることができる
- 団体を結成しやすく、役員や参加者の役割が明確になる
- 活動費の管理がしやすい
- 活動助成金や活動に必要な資機材の支援を受ける場合の申請に必要な場合があることから、策定することをお勧めします。（13ページに規約（例）を載せています。）

規約や要綱に規定する内容には、団体の名称、目的、活動、構成、事務局、入会・退会手続き、役員、会議及び会計に関することなどが考えられます。

問5 活動の重点や活動計画は、どのように定めれば良いですか？

答 地域の交通環境、風俗環境、地形、居住者の家族構成などさまざまな事情により、起きる犯罪、事故、災害などはそれぞれ異なります。また、安全安心まちづくり活動に参加する人の職業、性別、年齢などによって、活動できる内容は限られてきます。それぞれの地域における犯罪、事故、災害の発生状況を把握して、発生する時間帯、場所、被害に遭う可能性の高い人の年齢・性別などの地域の実情に応じた活動の重点や活動の計画を定めると効果的です。

活動の重点の例としては、

- ひったくりが多発している地域における被害防止活動
- 年末年始、ゴールデン・ウィークなど留守家庭が増える時期の留守家庭を対象とした空き巣被害防止活動
- 新学期における誘拐など子どもの犯罪被害防止活動
- 子どものたまり場における声かけ活動

などが考えられます。

活動計画の例としては、年間活動計画及び月間活動計画について、

- 時期ごとの活動重点及び活動予定
- 活動日、活動時間、活動内容、活動予定人員、集合場所

などを定めることが考えられます。

活動の重点、活動計画の策定に当たっては、警察署や各地区地域安全協（議）会の活動と連携することにより、より効果的な活動が期待できます。地域における防犯活動の情報や犯罪、事故、災害の発生状況等の情報は、最寄りの警察署（生活安全担当課）で提供しています。

問6 活動を長続きさせる方法がありますか？

答 活動が長続きし、活発な活動を行っている団体の例をみると、

- 無理のない手段・方法で実施し、強制はしない
- 活動の目的、内容などについては住民相互で意思統一を行う
- 規約、活動重点、活動計画などを定めている
- 多くの住民が参加できる活動内容を設定する
- リーダーの安全安心まちづくり活動の知識が豊富で、積極的である
- 拠点を設けて活動しやすい環境づくりを行う
- 関係機関・団体と緊密な連携を図る

といったことが考えられます。

問7 安全安心まちづくり活動団体への参加者の募集方法がありますか？

答 安全安心まちづくり活動団体の構成員は、自治会など地域住民の方のほか防犯関係者、子どもの保護者、警察官OB、商店主、学生、武道家、愛犬家などさまざまです。

活動しようとする時間、内容や参加を求める対象などに応じて、関係する行政機関の発行するパンフレット、チラシや自治会の回覧板を活用する方法や、幅広く団体の活動を紹介するパンフレット、チラシやホームページを活用した募集などが考えられます。

問8 安全安心まちづくり活動団体の活動拠点は必要ですか？

答 活動拠点があれば、自主防犯活動などを行う上での集合場所、会議や活動準備の場所となり、構成員が集まりやすく活動が促進されます。また、団体の活動が認知されやすく、地域住民の協力や活動への参加が期待されるほか、地域住民や警察官の立ち寄りにより、防犯に関する意見交換の場所として活用できます。

活動拠点としては、自治会集会所、商店街の空き店舗、公民館、消防団の拠点などが考えられます。

問9 リーダーとして防犯活動の研修を受けたいのですが？

答 警察などでは、安全安心まちづくり活動団体等の要望により、研修会を開催したり、担当者を研修会や安全安心まちづくり活動へ派遣しています。最寄りの警察署、市町村又は各地区地域安全協（議）会などへお問い合わせください。

問10 活動中に負傷した場合の補償制度がありますか？

答 一般的には「ボランティア保険」に加入している団体が多くあります。

「ボランティア保険」は活動中のさまざまな事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償するものですが、保険商品により補償内容、契約条件が異なりますので、各保険会社等へお問い合わせください。

資料2

「●●●会（タウンポリス）」規約（例）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、「●●●会（タウンポリス）」と称し、事務局を●●●●に置く。

（目的）

第2条 本会は、●●市●●地区における犯罪のない安全安心まちづくりのため、自主的活動を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の活動を行う。

- （1）自主防犯活動（パトロールを含む。）
- （2）生活環境整備活動（広報啓発活動を含む。）
- （3）子どもに対する安全活動（青少年の健全育成のための声掛け活動を含む。）
- （4）高齢者に対する安全活動
- （5）地域の安全安心に関する問題点の把握及び資料化

（会員）

第4条 本会は、第2条の趣旨に賛同する者をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名を置く。

2 前項の役員のうち、会長は会員の互選により選出し、他の役員は会長の指名により選出する。

3 役員任期は1年（欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間）とする。ただし再任を妨げない。

（総会）

第6条 役員改選、規約の改正、その他本会の運営に必要な事項（予算、決算など）を協議するため、年1回以上総会を開催する。

2 総会は会員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長が行う。

3 総会は構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（役員会）

第7条 活動計画の立案、総会資料の作成などを行うため、役員会を開催する。

2 役員会は役員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長が行う。

3 役員会は構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（その他）

第8条 この規約に定めるものの他、必要な細則については、会長がこれを定めるものとする。

附則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※経費を扱う場合は以下の条文を7条の次に加えてください。

（経費）

第〇条 本会の経費は、会費及びその他をもって充てる。

2 会費は年〇〇円とする。ただし、活動時必要に応じて別に徴収することができる。

3 会費、募金、活動収益金などについては、役員会において本会専用の銀行口座を開設し、適正に管理する。

（会計年度）

第〇条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

活動事例

市町村名	防犯活動団体名 (直近の構成員数)	主な活動事例
高 知 市	江ノ口地区タウン ポリス (30名)	○毎週3回程度、登校時間帯に、青色回転灯装備車両による防犯パトロールを行っています。 
	小高坂地区タウン ポリス (44名)	○毎月5日などに防犯パトロールを行っています。 ○カギをかけていない自転車などに対する警告札の取り付け、夜間の防犯灯点検、広報紙の配布などを行っています。 
	布師田地区タウン ポリス (25名)	○月10回程度、青色回転灯装備車両で地域安全パトロールを行うほか、地域住民の協力を得た防犯パトロールを行っています。 ○月1回、下校時の児童への同行パトロール、高齢者に対するひったくり被害防止・交通安全教室を行っています。 
	秦地区タウン ポリス (63名)	○毎週1回ほど、青色回転灯装備車両でパトロールを行っています。 ○毎月1回、街頭あいさつ運動などを行っています。 
	朝倉地区地域安全 推進協議会 (53名)	○地元の大学生などで組織されている「守るんジャー」等と連携して、子どもの見守り、通学路の安全パトロール、清掃活動などを行っています。 
	大津地区タウン ポリス (10名)	○毎週3回程度、登下校の時間帯に、スクールガード・リーダーや南国市少年育成センターなどと連携して、青色回転灯装備車両で児童等の見守りを行っています。 
	下知地区タウン ポリス (27名)	○毎月5日に防犯パトロールなどを行っています。 ○地元の昭和小学校PTAなどが行っている「ただいま、みまもり中」活動に参加し、登下校時の児童等の見守りを行っています。 

市町村名	防犯活動団体名 (直近の構成員数)	主な活動事例	
高知市	あさひの子どもを守る会 (38団体)	<p>○町内会や学校、各種団体、企業などと連携して、登下校時の子どもの見守りや青色回転灯装備車両での昼夜の防犯パトロール、会報の発行等を行っています。</p> <p>○納涼祭や地区民運動会など住民の親睦事業にも積極的に取り組み、地域ぐるみで子どもや高齢者を守る活動を行っています。</p>	
	三里交番タウンポリス (71名)	<p>○毎日、子どもの登下校時に子どもの見守り活動及びパトロールを実施しています。</p> <p>○公園などの環境浄化活動、海岸の清掃活動、夜間補導活動、地区の防災フェアへの参加等の安全安心まちづくり活動を行っています。</p>	
	高須地区タウンポリス (33名)	<p>○毎月2回程度、青色防犯灯を設置している自治会などと連携した夜間パトロールや登下校時の子どもの見守り活動を行っています。</p>	
	高知市シルバー人材センター子ども見守り隊 (230名)	<p>○週5日程度、児童下校時に高知市内の公立小学校の通学路において、子どもの見守り活動を行っています。</p>	
室戸市	羽根タウンポリス (13名)	<p>○毎月2日程度 (地域安全の日、通学路安全の日ほか)、青色回転灯装備車合計25台 (各地区5台) による防犯パトロールや子どもの見守り活動を行っています。</p> <p>○道路、公園などの犯罪危険箇所、防災危険箇所の点検や関係機関、団体への通報・改善要請を行っています。</p>	
	吉良川タウンポリス (16名)		
	室戸タウンポリス (25名)		
	室戸岬タウンポリス (14名)		
	佐喜浜タウンポリス (12名)		
安芸市	安芸シティポリス (49名)	<p>○毎月2回程度、安芸駅周辺、商店街などのパトロールを行っています。</p> <p>○子どもの下校時間帯に合わせて見守りを行っています。</p>	
土佐市	土佐USAポリス (25名)	<p>○毎月2回程度、土佐市宇佐地区などの防犯パトロールを行っています。</p> <p>○土佐市宇佐地区における防犯キャンペーン実施の際には、多くの住民が参加し、桃太郎旗の設置を行い、積極的に活動しています。</p>	

市町村名	防犯活動団体名 (直近の構成員数)	主な活動事例
須崎市	多ノ郷地区子ども見守り隊 (20名)	○子どもの登下校の見守りなどを行っています。 
	かわうそポリス (24名)	○子どもの登下校の時間帯を中心に、青色回転灯装備車両で防犯パトロールを行っています。 
四万十市	中筋タウンポリス (48名)	○毎週2回程度、子どもの登下校時や深夜にパトロールを行っています。 ○通学路安全の日には、登下校時に子どもの見守り活動を行っています。 
	タウンポリス西土佐 (44名)	○会員を8班に編成し、月1回程度、地域を巡回して子どもを見守る活動や声掛け運動、独居老人宅への訪問活動を行っています。 ○水の事故防止と観光客のトラブル防止など防犯パトロール活動を行っています。 
宿毛市	宿毛地区だるまポリス (24名)	○各地区の地域安全推進員の班長、副班長で構成し、各地区において登下校の見守り活動や広報紙の配布などを行っています。 
	咸陽地区子ども安全見守り隊 (100名)	○児童・生徒の登下校時における街頭指導、安全パトロール、その他子ども達の安全安心のための活動を行っています。 
土佐清水市	まんぼうパトロール 土佐清水 (70名)	○毎月5日などにパトロールを行っています。 
香南市	のいちタウンポリス (376名)	○毎週1回程度、青色回転灯装備車両で町内全域の夜間防犯パトロールを行っています。 ○無職少年の就業就学の支援を行っています。 

市町村名	防犯活動団体名 (直近の構成員数)	主な活動事例	
奈半利町	なはりポリス (56名)	○毎月3回程度、夜間に町内商店街や駅、公園、駐車場などの防犯パトロールを行っています。 ○登下校時の子どもの見守りや、毎週水曜日の通学路の巡回など、子どもの安全を確保する活動に取り組んでいます。	
芸西村	芸西声かけ活動を 広める会 (140名)	○毎週1回程度、夕暮れ時に青色回転灯装備車両でパトロールを行い、出会った子どもたちに声かけをしています。	
土佐町	さめうらポリス (26名)	○毎月3回程度、子どもの登下校時の見守りを行っています。 ○毎月2回程度、夜間に青色回転灯装備車両で防犯パトロールを行っています。	
いの町	枝川地区安全 パトロール隊 (75名)	○毎週1回、下校時の時間帯に、徒歩・青色回転灯装備車両で通学路の防犯パトロールなどを行っています。	
	いのみなみタウン ポリス (50名)	○悪質商法防止などの防犯に関する注意文書の作成配布や青色回転灯装備車両や徒歩等による防犯活動を行っています。 ○夏場には、遊泳区域において、広報車により水の事故防止を呼びかけています。	

※このほか、高知県民生委員児童委員協議会連合会、高知県トラック協会など、多くの団体が犯罪のない安全安心まちづくりに取り組んでいます。

高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク優秀作品



最優秀作品

作品説明

「町全体を包み込むイメージで円を強調させることで、人と人との心の輪を表現しました。暖色系の色を使うことで暖かみを持たせました。」

国際デザインビューティカレッジ2年 市村 鉄兵

高知県犯罪のない安全安心まちづくり標語優秀作品

人と人 声かけ安全 助け合い

小・中学生の部 最優秀作品 南国市立長岡小学校6年 小笠原 和也

安全な 街の主役は わたしたち

小・中学生の部 優秀作品 高知市立介良中学校3年 川谷 明日香

声かけて あなたの安全 私の安全

高校生以上の部 最優秀作品 一般 宮地 実希子

みんなで防犯 安全安心 町づくり

高校生以上の部 優秀作品 一般 前田 和夫

高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品



最優秀作品

作品説明「平和な町でゆっくり寝ているところ」
土佐市立高岡中学校1年 櫻木 沙妃



優秀作品

作品説明「高知に笑顔の輪を」
土佐市立高岡中学校2年 田植 ちはる

シンボルマーク、標語、ポスターは、安全安心まちづくり活動にご活用ください。
なお、活用の際は、高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課に連絡してください。
受賞者の所属・学年は、受賞当時のものです。

編集・発行

- 高知県文化環境部 県民生活・男女共同参画課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL088-823-9319 FAX088-823-9879
- 高知県教育委員会 スポーツ健康教育課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL088-821-4928 FAX088-821-4849
- 高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4番30号
TEL088-826-0110 (代表)

安全安心

まちづくりハ策

●活動の手引き●